

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月21日から同年5月1日まで
② 昭和49年11月21日から50年1月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所で勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したA事業所の給与明細書から、当該期間に申立人がA事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額か

ら6万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年5月1日であり、同日に申立人を含め5名が厚生年金保険に加入しており、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立人の同僚が、「私は昭和48年5月1日には既にA事業所に入社しており、その時にいた社員は、皆、私よりも前に入社している。」と証言しており、申立人及び複数の同僚の勤務実態が認められることから、申立期間①において当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が提出したA事業所の給与明細書から、当該期間に申立人がA事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間②について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1406

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和56年2月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月16日から56年2月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録を確認できないとの回答を得た。昭和56年2月16日に退職するまで正社員として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司の証言及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間について、A事業所で勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、昭和55年2月16日と記録され、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の記録が記載されているにもかかわらず、資格喪失日が、「55. *. 16」と押印され、月が判読不能であることが確認できる。

しかし、被保険者記録照会・回答票によると、年金事務所は、申立人の厚生年金保険被保険者加入期間照会申立書の受付後の平成21年7月3日に、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和55年2月16日から同年12月16日に訂正していることが確認できるが、当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、「昭和 56 年 4 月に結婚が決まっていたため、少し前の同年 2 月 15 日に申立事業所を退職し、その後すぐに国民年金に加入した。」と主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 56 年 2 月 16 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年 2 月分から国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B 役場の担当者は、「申立人は、被用者年金の被保険者資格を喪失したことにより、国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる。申立期間当時、脱退連絡票等の事業所から発行された書類により、被保険者資格喪失日を確認の上、国民年金加入の処理をしていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、前述の年金事務所が、A 事業所における申立人の資格喪失日を昭和 55 年 2 月 16 日から同年 12 月 16 日に訂正したことについて合理的な理由は認められず、当該事業所の事業主は、申立人が昭和 56 年 2 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和 55 年 10 月の定時決定の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 1407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成元年12月20日に、資格喪失日に係る記録を2年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月20日から2年2月21日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、申立期間について被保険者記録の確認ができなかった。

申立期間に係る給与明細書等を所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成2年1月の給与明細書及び同年2月1日付け給与辞令から、申立人がA事業所に勤務していたことが認められる。

また、上述の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、B事業所(A事業所の承継事業所)は、「当社には申立期間当時の賃金台帳等の資料は残っていないが、平成2年1月の給与明細書で厚生年金保険料の控除が確認できる以上、申立期間について厚生年金保険料を控除したと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した上述の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係

る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年 12 月及び 2 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月1日から50年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を49年12月1日、資格喪失日に係る記録を50年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年3月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

申立期間において、A事業所に勤務しており、一部期間であるが給料支払明細書も提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年12月1日から50年1月1日までの期間について、申立人が提出したA事業所の49年12月の給料支払明細書には、当該事業所名の印及び担当者の個人印並びに同年同月の厚生年金保険料額が控除欄に記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてA事業所に勤務し、昭和49年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書から確認できる昭和49年12月の厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 49 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 9 月から同年 12 月 1 日までの期間及び 50 年 1 月 1 日から 51 年 3 月までの期間について、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録を有することが確認できる同僚は、申立人が A 事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の当該事業所における在籍期間について覚えておらず、申立人の勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

また、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を所持しておらず、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料も保存されていないことから、当該期間に係る厚生年金保険の適用、保険料控除について関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果36万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(34万円、32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年9月から同年12月までの期間は34万円、20年1月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(13万4,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年2月1日まで

ねんきん定期便の記録から、申立期間について、A事業所に係る標準報酬月額は、給与総支給額に見合う標準報酬月額に比べて極めて低額であることが分かったので、給与支給明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初13万4,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年3月に事業主の届出により36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(36万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(13万4,000円)となっている。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成19年9月から12月までの期間は34万円、20年1月は32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く不明であるが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の船舶所有者Aにおける船員保険の資格取得日は昭和15年6月1日、資格喪失日は16年5月24日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和15年6月から同年10月までは45円、同年11月から16年4月までは75円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Cにおける資格喪失日に係る記録を昭和16年8月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を75円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年6月1日から16年5月24日まで
(船舶所有者A、B船舶)
② 昭和16年5月26日から同年8月17日まで
(船舶所有者C、B船舶)

社会保険事務所(当時)に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和11年5月から16年8月まで継続してB船舶で船員として勤務しており、船員手帳も所持しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した船員手帳によると、申立人は、B船舶での昭和14年5月25日から15年5月25日までの雇入期間の満了を受け、同年5月25日に当該船舶において、月額40円の給料、標準報酬等級第4級で

水夫として雇い入れられ、同年10月8日に水夫長となり給料が月額40円から70円に変更された後、16年5月24日に期間満了で雇い止められていることが確認でき、申立期間①において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳では、昭和15年5月1日に船舶所有者AのB船舶において、給料40円の標準報酬等級第4級で被保険者資格を取得していることが確認でき、当該給料及び標準報酬等級の記録は、申立人が提出した船員手帳の記録と一致している。

さらに、前述の船員保険被保険者台帳の記録は、資格喪失日の記載が無く、昭和17年10月から18年2月までの申立人に係る他船舶での被保険者記録の下欄に記載されている上、16年5月24日に船舶所有者CのB船舶で被保険者資格を取得した記録の上欄に向かって矢印が引かれていることが確認でき、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録管理及び事務処理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人の船舶所有者Aにおける船員保険の資格取得日は、船員保険の保険給付及び費用の負担に関する規定の適用開始日である昭和15年6月1日、資格喪失日は16年5月24日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録及び船員手帳に記載された給料額から、昭和15年6月から同年10月までは45円、同年11月から16年4月までは75円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人に係る船員保険被保険者台帳では、昭和16年5月24日に船舶所有者CのB船舶で被保険者資格を取得し、2日後の同年5月26日に資格を喪失していることが確認できる。

しかし、申立人は、「船長試験の勉強のために昭和16年8月16日に船舶所有者CのB船舶を下船した。」と主張しており、船員手帳においても、申立人は、受験を事由として昭和16年8月16日に雇い止めされていることが確認できる。

また、申立人は、「B船舶は乗船期間の途中で総トン数を変更した。当該改修の間は、船のペンキ塗り、マストや帆などの修繕を行っており、船上で働いていた。」「改修後のB船舶にも乗船勤務しており、下船するまで水夫長の職務に変更は無かった。」と主張しており、この事実経過の説明は具体性がある上、船員手帳にB船舶の総トン数の変更が記録されていることとも符合し、申立人の主張内容に不自然さは見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和16年5月26日以降も業務内容に変更が無く継続して船舶所有者CのB船舶に乗船勤務し、水夫長の要職に就いていた申立人について、船員保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが自然であり、申立人は、申立期間②における船員保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳の昭和 16 年 5 月の記録及び船員手帳に記載された給料額から、75 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 社会保険事務局（当時）の船舶所有者名簿及びオンライン記録において、船舶所有者 C の連絡先を確認することはできず、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 55 年 3 月まで

昭和 52 年に父親が急死したため、大学を中退して母親と共に家業を営むようになった。しばらくして、市役所から国民年金に加入するよう連絡があり、加入手続をしたが、その際、国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって納付するように指導され、当該期間分の保険料を納付書により一括で納付し、その後も金融機関で継続して納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和 52 年に他界したため、大学を中退して家業を営み始めてから数か月後に国民年金の加入手続を行い、20 歳にさかのぼって国民年金保険料を納付し、その後も継続して保険料を金融機関で納付していたと述べているところ、申立人は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の状況から、55 年 11 月ごろ国民年金の加入手続を行ったものとみられ、同手続により 20 歳到達時にさかのぼって被保険者資格を取得したことが推認できる。このことから、申立人の加入手続の時期に係る記憶は、実際に同手続が行われたとみられる時期とは相違する上、同手続まで申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、加入手続の時点を基準とすると、申立期間のうち昭和 53 年 9 月以前の保険料は既に時効のため納付することができない上、申立人がさかのぼって納付した時の保険料額として記憶する数千円から 1 万円前後では、申立期間のうち、加入手続時点で時効前であり、さかのぼって納付することが可能であった 53 年 10 月以降の保険料を納付することもできない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、母親が私の国民年金加入手続及び保険料納付をしたと聞いている。母親は他界しているため確認はできないが、私の兄も同様に母親が手続をしたと記憶しており、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も既に他界しているため、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日」として平成 3 年 4 月 1 日と記載されており、申立人がそれ以前の申立期間に被保険者資格を有していたことを示す事情は見当たらない。

さらに、上記手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から平成 3 年 7 月 4 日に払い出されたとみられ、申立人は、この同記号番号により、学校卒業後の同年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得したとされたものの、同年同月同日付けで厚生年金保険被保険者となっていたことが判明したことにより、同年 7 月 16 日に国民年金被保険者資格が取消となり同記号番号も無効とされたものと推定できる上、これ以外に、申立期間当時、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたことがうかがえないことからみても、申立期間は未加入期間であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間当時居住していた市の電算記録でも、上記の同記号番号が取消処理された記録が確認でき、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人は、申立人の二人の兄も 20 歳到達当時学生であり、申立人同様に母親が加入手続を行ったと述べているところ、二人の兄に対しても、20 歳到達後、厚生年金保険被保険者となるまでの間に国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいずれも未加入とされており、申立人の主張と相違する上、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 5 月まで

私は、申立期間当時、会社を退職し無職だったが、国民年金の加入手続と保険料の納付は母親が行い、近くの金融機関で現金で納めてくれたと思う。当時の領収書は見当たらないが、古いオレンジ色の年金手帳には加入記録が記載してある。これは申立期間と一致しており、母親が納付したと思われる期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳に、申立期間に国民年金に加入していたことを示す記載があるため、申立期間の保険料を納付していたはずであると述べているところ、年金手帳に記載される国民年金の記録は国民年金被保険者資格について示すものであり、保険料の納付を示すものではないことから、申立人の年金手帳の記載内容から申立期間の保険料が納付されたことを推認することはできない。

さらに、i) 上記手帳には、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、記載されているはずの国民年金手帳記号番号が記載されていないこと、ii) 申立人に対して同記号番号が払い出されたことがうかがえないこと、iii) オンライン記録によれば、申立人は申立期間後の平成 8 年 4 月から 9 年 4 月までの期間の保険料を同年同月に現年度納付し、8 年 2 月及び同年 3 月分の保険料を 9 年 6 月に過年度納付している上、同時期に行われた記録訂正により申立期間後の昭和 61 年 10 月及び 63 年 3 月から平成元年 5 月ま

でに係る国民年金被保険者資格が追加処理されたことが確認できることなどから、申立人は、基礎年金番号制度導入後の9年4月ごろに初めて国民年金の加入手続を行い、昭和61年10月を最初の国民年金被保険者資格取得として、さかのぼって被保険者資格を取得したものと推認でき、平成9年4月ごろとみられる国民年金加入手続まで申立人が国民年金被保険者資格を有する者とされていた期間は無く、保険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

加えて、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間当時学生であったが、母親が、私が 20 歳になってすぐに私の国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により保険料を納付していたと言っているため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の 20 歳到達後すぐに申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと聞いていると述べているところ、その母親が納付したとする保険料月額は申立期間当時の金額とは大きく乖離しているほか、その母親は、申立期間当時、保険料納付を要しない国民年金第 3 号被保険者であったにもかかわらず、自身の保険料を申立人の保険料と併せて納付していたとしており、申立期間当時の状況と矛盾しているなど、その母親の証言から申立期間の保険料が納付されたことについてうかがい知ることはできない。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出され、年金手帳が交付されていたと考えられるところ、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはいかなる上、申立人の母親も申立人の年金手帳を受け取った記憶は無いとしていることから、申立人の加入手続が行われたことを推認することも困難である。

さらに、申立人の母親は、当初、申立人の弟の保険料を納付した記憶は無いとしていたところ、その弟は学生が国民年金に強制加入となった平成 3 年 4 月から加入し、以後の保険料がすべて納付済みであることを確認した後は「自分が納付したかもしれない。」としていることから、申立人の弟について

て行った加入手続及び保険料納付を申立人について行ったものとして混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人の居住する市にも、申立人が申立期間当時国民年金に加入していたことを示す記録は見当たらない上、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月、9年1月から同年6月までの期間、10年12月から11年3月までの期間及び14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月
② 平成9年1月から同年6月まで
③ 平成10年12月から11年3月まで
④ 平成14年3月

私は、会社を退職すると国民年金に入らなければいけないと思い、退職から1か月以内に市役所に行き手続をしており、保険料は届いた納付書で役所や銀行で納付していた覚えがある。申立期間はすべて同じように行動しており、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後、健康保険に未加入のままでは不安なため、市役所へ国民健康保険の加入手続に行き、国民年金も同時に加入したと思うと述べているが、国民年金と国民健康保険は別の制度であり、申立人自身も、それぞれについて加入手続を行ったとの記憶も無いとしていることから、申立人が確かに申立期間に係る国民年金の加入手続をしたとの推認ができるまでには至らない。

また、申立人は、申立人が所持する年金手帳に申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪の記録が記載されていることについて、平成16年4月の国民年金被保険者資格取得手続時に、市役所の職員に自身の国民年金の記録を確認してもらい記載してもらった記憶があるとしているところ、同市役所では社会保険事務所（当時）に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪日を確認の上、記載したものとみられる。さらに、この時点まで申立期間が未加入期間であったとすると、既に時効のため申立期間の保険料を納付す

ることはできなかったことになるが、上記市役所による確認を契機として作成されたとみられる「国民年金異動報告書」（年金事務所保管）によると、同報告書作成時点まで未加入とされていた申立期間について、さかのぼって被保険者資格を取得したこととはしないとする処理が行われたことが確認でき、この処理は、記録上、申立期間までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したこととしても、申立期間は既に時効のため保険料を納付することができないことによるものと考えられる（これに対し、市役所では、厚生年金保険被保険者期間ではなかったことが確認された申立期間については国民年金加入期間と扱い、さかのぼって年金手帳に得喪の記録を記載したものとみられる。）。

加えて、申立人は、平成5年3月に国民年金被保険者資格を取得（同年同月に喪失）した時、払い出されたとみられる国民年金手帳記号番号、9年1月に取得した基礎年金番号及び14年4月に厚生年金保険被保険者となったことに伴い取得した同番号（平成9年1月取得の番号に統合）以外に、別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号により被保険者資格を取得したこともうかがえないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1297

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 55 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 55 年 12 月まで

私は、申立期間当時は、家業を手伝っており、父親が私の国民年金保険料を納付していたことを母親から確認したことがあるので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとするその父親も既に他界しており、申立期間当時の状況は不明であることから、申立人が申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付したことについて推認することは困難である。

また、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなるところ、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはいかぬ上、オンライン記録上、申立期間は未加入期間とされており、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた記録は無く、記録間の齟齬も無い。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 10 日から 57 年 4 月 1 日まで
② 昭和 57 年 4 月 10 日から同年 11 月 12 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における被保険者資格取得日は、昭和 57 年 4 月 1 日で、被保険者資格喪失日は、同年 4 月 10 日であるとの回答を得た。しかし、申立期間①及び②の期間についても、当該事業所に在籍していたことから、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、勤務期間については特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、昭和 57 年 4 月 1 日にA事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 19 人のうち申立人を含む 18 人に対して被保険者記号番号が連番で払い出されていることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 57 年 4 月 1 日）は、申立人が同時期に入社したと述べている同僚の資格取得日の記録と一致しており、申立人と同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、連絡がとれた者は、「自分は4月入社でなく、中途採用だった。」と述べていることから、当該事業所では、中途採用者について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者としていなかったことがうかがえる。

さらに、B事業所（A事業所の後継事業所）の経理担当者は、「自分は、申立期間①当時、A事業所に勤務していた。A事業所では、厚生年金保険料を控除し

た人の被保険者資格取得手続はきちんとしていた。」と回答している。

申立期間②について、上述のB事業所の経理担当者及び申立期間②において被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立期間②について、申立人がA事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

また、申立人が、「自分が退職する際、まだ勤務していた。」と述べている同僚は、オンライン記録によれば、申立期間②中の昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失手続は、昭和 57 年 5 月 7 日に行われていることが確認でき、申立人の被保険者資格喪失日の記録が遡及^{そきゆう}して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から平成 4 年 12 月末日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を問い合わせたところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、B市にあったA事業所に勤務していた。」と述べているところ、オンライン記録において、B市ではA事業所及びC事業所（A事業所設立時の名称）という名称での厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、商業登記簿謄本により、B市にあったA事業所の本店のほかに、D市とE市に支店が確認できたため、オンライン記録により、D市及びE市におけるA事業所及びC事業所という名称で調査したが、厚生年金保険の適用事業所は確認できなかった。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が同僚として氏名を挙げた者について、申立期間当時、A事業所及びC事業所の名称における厚生年金保険の被保険者資格を持つ者は確認ができない。

加えて、申立期間に係る雇用保険の記録についても、申立人の被保険者記録は確認できない。

なお、A事業所は、商業登記簿謄本の記録によれば、申立期間中の平成元年 12 月 3 日に解散しており、申立期間当時の事業主とは連絡が取れないことから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。
このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
(A事業所又はB事業所)
② 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
(C事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間①については関連事業所の中で異動して勤務しており、申立期間②については当時の源泉徴収票もあり保険料も給与から引かれていたと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA事業所などの関連事業所間で異動して勤務していた時期であると主張しているが、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立期間①の一部の期間を含む昭和 56 年 3 月 1 日から 57 年 12 月 10 日までの期間、A事業所において雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間①当時、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 6 月 1 日であることが確認でき、申立期間①において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所の元事業主は、「申立期間①当時は会社の設立当初であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答しており、オンライン記録から、

申立期間①当時、当該事業主は国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A事業所の元社会保険事務担当者は、「事業所が厚生年金保険加入の手続をしたのは会社設立から少し後になってからである。加入前の期間において厚生年金保険料を控除することはなかった。」と証言している。

加えて、申立人が記憶する複数の同僚もオンライン記録によれば、A事業所で申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、B事業所について、申立人の雇用保険の被保険者記録により申立人のB事業所の離職日は昭和56年1月25日であることが確認できる。

また、B事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取したものの、申立人を記憶する同僚は申立人の勤務期間についての記憶はないことから、申立人のB事業所における在籍及び勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

さらに、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しており、社会保険事務担当者も不明であるため、申立期間①における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は関連事業所としてD事業所及びE事業所の名前を挙げているが、D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間①における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできないことに加え、E事業所の元事業主は、「申立人が当社に在籍したことはない。」と回答している。

なお、D事業所及びE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、C事業所が提出した申立人に係る源泉徴収票の社会保険料等の金額から、平成3年3月分の厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが推認できる。

しかし、C事業所が提出した申立人の退職届によれば、申立人の退職日は平成3年3月30日であることが確認でき、当該事業所が提出した申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、申立人の退職日は同日である上、厚生年金保険の被保険者資格喪失日については、同年3月31日であることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録から、C事業所における離職日は平成3年

3月30日であることが確認できる。

さらに、C事業所は、「申立人の退職届をもとに厚生年金保険の資格喪失に係る手続をしており、資格喪失日を平成3年3月31日とした。資格喪失日について間違いはなく、同年3月31日は在籍していなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成3年3月分の厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが推認できるが、申立期間②においてC事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 8 月 15 日まで
② 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 2 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、申立期間①にはA事業所、申立期間②にはB事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「C店からD店に勤務場所を異動したが、A事業所の社員として勤務していた。」と主張している。

しかし、A事業所から提出された「E台帳」及び「Fノート」では、申立人は昭和 63 年 10 月 31 日が退職日と記録されていることが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間①における申立人の勤務に関しては不明だが、「E台帳」及び「Fノート」では、退職日が昭和 63 年 10 月 31 日となっているので、申立期間①の保険料控除及び納付はしていない。」と回答している。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人がB事業所で勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人は、「派遣会社の社員としてB事業所に勤務し、給料も派遣会社から支払われていた。B事業所の社員ではなかった。派遣会社の会社名、住所は覚えていない。」としている。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②は国民年金に加入しており、平成 2 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上述の同僚も派遣会社の社員としてB事業所で勤務していたとしているが、申立人と同様に、当該派遣会社の会社名を記憶していないことに加え、当

該同僚がB事業所で勤務していたとする期間について、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、B事業所に照会したところ、「当時の資料は残っておらず、申立人が当社で勤務していたことの確認はできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 26 日から 44 年 10 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間についてもA事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が退職したときにA事業所に在職していたとする複数の同僚は、オンライン記録から、全員が申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人は、申立人が主張する退職時期よりも前に当該事業所を退職したことがうかがわれる。

また、申立人の雇用保険の加入記録では、昭和 42 年 5 月 15 日に被保険者資格を取得し、43 年 2 月 25 日に離職していることが確認でき、この記録は申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致しているほか、上述の同僚のうち聴取することができた2名の同僚は、「申立人のことは覚えているが、2年以上も勤務していなかったと思う。」と述べている。

さらに、B事業所（A事業所の後継会社）は、「申立期間当時の人事記録等は存在しないが、社会保険と雇用保険が同時に切れているなら、そのときに辞めたと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 2 日から 45 年 11 月 5 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得た。
申立期間はA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立期間の一部に雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人は申立期間にA事業所に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、A事業所の元専務は、「申立期間当時は、地方からの出稼ぎ労働者も多く、日雇労働者として働くことも可能であった。健康保険厚生年金保険に加入している者で日雇労働者健康保険に切り替えを希望する者もいた。厚生年金保険の被保険者資格を喪失しても常勤として勤務していた者は多数いる。」と証言している。

また、A事業所の総務担当者は、「申立期間当時の資料は無いものの、経理上から判断すると、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除したとは考えられない。」と証言している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 42 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 2 日に同資格を喪失したことが確認でき、この記録は、申立人のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 2 日から 38 年 4 月 2 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 4 月 2 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 6 名確認でき、6 名全員に資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 6 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から31年4月1日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年4月1日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者8名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約半月後の昭和31年4月13日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。